

質 問 及 び 回 答 (2 回 目)

令和4年11月24日公表

| No. | 該当文書及び項目番号等 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|---|
| 1 | P.10 7. 利活用上の条件 (1) 共通事項②、⑧ | 契約延長と払い下げの可能性の基準について教えていただきたいのと、払い下げとなった場合の価格についてはどの程度を想定すればよいでしょうか。 | <p>契約の延長については、更新時点での協議となりますが、市といたしましては、地域と良好な関係を構築して、継続的に事業を営んでいただければと考えます。</p> <p>また、売買の可能性については、一定の期間の貸付を経る中で、事業活動の安定性や地域との関係性等を見ながら判断させていただきたいと思います。なお、実際に売買となった場合は、境界確定等を売買の相手方事業者負担で行っていただきます。</p> <p>売買価格については、不動産鑑定士に市から依頼を行い決定しますので、現時点では、一概にいくらであるとは申し上げられません。</p> |
| 2 | P.10 7. 利活用上の条件 (2) 維持管理に関すること ③ | 農業をやる場合、農薬や肥料の散布で注意すべき点があるか | 当該地周辺から流出した水は、周辺地域の農地等で活用されていることから、敷地内の砂、汚水、塩水、廃油、廃液など、周辺環境に影響を及ぼす可能性のあるものが流出しないように対処してください。 |
| 3 | | 土地の来歴について可能な範囲で開示して欲しい(砂取場として、どの程度の山の深さを削ったのか、など) | 土地については、砂採取を行っていた事業者から寄付を受けたものであり、当時の山の高さや掘削の様子等が分かる資料は富津市には保管されておりません。 |
| 4 | P.4 3. 物件の概要 ①土地 重要事項 | 「当該地内及び周辺地には、市道、赤道及び法定外道路等がありますので、本件募集に応募する前に事業活動に支障が無いか必ず確認をしてください。」と募集要項に記載がありますが、地図上では①内に赤道があると思いますが、この赤道の上にも栽培施設は建設可能でしょうか。 | <p>赤道の上に建物及び工作物を建設する際は、原則、赤道の用途廃止が必要となります。</p> <p>その際は、用途廃止に必要な測量費用等を利活用事業者で負担していただくこととなります。</p> |
| 5 | | 近隣の採砂場より砂が飛散するが、事業所の移転の予定はありますか？ | 砂採取事業者の計画となりますので、市で移転予定の情報は把握しておりません。 |
| 6 | | 近隣に漁具(網)が干してあり、風向きによって匂いがきつい時があるが移転の予定はありますか？ | 近隣土地所有者の敷地内で行う行為や移転予定については、把握しておりません。 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 7 | P.10 7. 利活用上の条件 (2) 維持管理に関すること ② | 夜間の投光、騒音など夜間の活動制限はありますか？ | 特段の活動制限は設けませんが、当該地から半径500m程度に民家があり、また、周辺にホースクラブもあることから、要項にあるとおり、事業活動において、著しい騒音、悪臭の放散等衛生上有害な行為、その他風紀を害し、近隣に迷惑となるような行為を行わないこととしております。 |
| 8 | | 現在の進入路は一つですが、今後もかわりませんか？ | 市で新たな進入路を開設することはありません。 |
| 9 | | 大規模災害時に要求があった場合に以前のような敷地の貸し出し提供などの協力は必要ですか？ | 災害発生時に事業に支障のない範囲で協力をお願いする可能性があります。 また、浅間山運動公園の駐車場については、指定緊急避難場所として指定されておりますので、土地利用方法によっては、優先交渉権者決定後に富津市役所総務部防災安全課と防災協定等を締結していただく可能性があります。 |